

資 料 提 供	
年 月 日	令和7年6月26日
課 名	監査委員事務局
担 当 者	櫻河内
内 線	5114
直通電話	082-513-5125

住民監査請求に係る監査結果について

令和7年4月21日付けで請求があった住民監査請求について、請求人に監査結果を通知するとともに、県報で公表しました。

1 通知日

令和7年6月16日（月）

2 監査結果

別紙広島県報（写し）のとおり

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十二条第五項の規定により、住民監査請求に係る監査の結果（令和七年六月十六日付けで請求人に通知）を次のとおり公表する。

令和七年六月二十六日

同	同	同	広島県監査委員	小林秀矩
			山下智之	
		門前智		
同		三田利江子		

広島県職員措置請求に係る監査の結果

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 5 項の規定により、広島県職員措置請求について、次のとおり監査を執行した。

令和 7 年 6 月 16 日

広島県監査委員	小 林 秀 矩
同	山 下 智 之
同	門 前 智
同	三 田 利江子

第 1 監査の請求

1 請求人
略

2 請求書の提出日
令和 7 年 4 月 21 日

3 請求の要旨

請求人から令和 7 年 4 月 21 日に提出された措置請求書及び事実証明書等の内容から、請求の要旨を次のとおり解した。

(1) 請求対象行為について

県は、一般社団法人広島県観光連盟（以下「観光連盟」という。）に対し、観光連盟が事務所として使用している広島商工会議所ビル（以下「本件ビル」という。）の賃料について負担金を支出している。

(2) (1) の違法性・不当性について

本件ビルは、令和 3 年 8 月 1 日、広島市（以下自治体としての広島市を「市」という。）が所有する市営基町駐車場と財産交換が行われ、現在は市所有となっているが、市から広島商工会議所に賃貸され、さらに広島商工会議所から観光連盟に転貸されており、観光連盟は広島商工会議所に対し賃料を支出している。一方、本件ビルに入居する公益財団法人広島観光コンベンションビューロー（以下「観光コンベンションビューロー」という。）は、市と直接契約し、貸付料（以下貸付料と賃料を区別せず、「賃料」という。）

を全額免除されている。

観光連盟と観光コンベンションビューローは、公益性については何ら変わらないと思われ、市と直接契約すれば賃料が当然全額免除されるにもかかわらず、漫然と現状の契約形態を放置し、県が賃料の負担金を支出しているのは違法・不当である。

また、県は、観光連盟の広島商工会議所に対する賃料に係る負担金を支出するに当たり、観光連盟と広島商工会議所の賃貸借契約書を入手していない。契約書を確認せず、負担金を支出することは違法・不当である。

(3) 講ずべき措置について

観光連盟と広島商工会議所が契約している事務所の賃貸借契約を直ちに合意解除し、市と直接契約を締結した上で、賃料を免除してもらうよう、県は、観光連盟を指導すること。

広島商工会議所が契約解除に応じない場合は、現行の賃貸借契約の満了をもって新たに更新しないこととし、市と直接契約を締結するよう、観光連盟を指導すること。

これらの指導に対し、観光連盟が従わない場合は、負担金の支出を止めること。

4 請求の要件審査等

本件住民監査請求は、法第 242 条所定の要件を具備しているものと認め、監査を実施した。

第2 監査の実施

1 監査対象事項

次の事項を監査の対象とした。

- (1) 観光連盟の事務所の賃料に係る県からの負担金の支出は違法又は不当なものであったか。
- (2) 県に財産上の損害が発生したか。

2 証拠の提出及び陳述

法第 242 条第 7 項の規定に基づき、令和 7 年 5 月 30 日に、請求人の陳述の聴取を行った。

請求人は、本件請求を行った理由等について陳述した。

請求人は、意見陳述の中で、次のように述べた。

(1) 請求対象行為における本件ビルの賃貸借について

本件ビルは、令和 3 年 8 月 1 日に市営基町駐車場と財産交換がなされ、市の所有となっている。

本来、観光連盟は本件ビルの所有者である市と直接賃貸借契約を結ぶはずのところ、

市は広島商工会議所に本件ビルを賃貸し、広島商工会議所から観光連盟に転貸されている。市が財産交換に当たり、広島商工会議所にテナント収入を確保させるためにこうした方法をとっていると思われる。

本件ビル6階に観光コンベンションビューローが入居しているが、これは市が主導して設立した観光振興的な公益法人で、市は観光コンベンションビューローと直接契約し無償で貸し付けている。他にも市の公益法人のような団体には直接貸し付け、広島市財産条例（昭和39年広島市条例第8号。以下「財産条例」という。）に基づいて減免するということをしている。

(2) 請求対象行為の違法性・不当性について

観光連盟と観光コンベンションビューローは、公益性については何ら変わらないと思われるにもかかわらず、漫然と現状の契約形態を放置し、県が賃料の負担金を支払っているのは違法・不当である。

また、県は負担金の支出に当たり、観光連盟と広島商工会議所の賃貸借契約書を取得していない。事務手続きとして基本的な確認をしておらず、違法・不当である。

(3) 講ずべき措置について

県は、観光連盟に対し、広島商工会議所との契約を合意解除し、市と直接契約を結んだ上で観光コンベンションビューローと同様に賃料を免除してもらうよう指導すべきであり、広島商工会議所が解除に応じない場合には、賃貸借期間の満了をもって契約の更新をしないよう指導することを求める。この賃貸借期間を確認するためにも、契約書を取得することを求める。

観光連盟が指導に従わない場合には、負担金の支出を止めることを求める。

3 監査の対象機関

法第242条第5項の規定に基づき、令和7年5月27日に商工労働局に対する監査を実施した。

監査対象機関の説明は次のとおりであった。

(1) 本件ビルの賃貸借契約について

令和4年12月26日付けで公表されている広島市職員に関する措置請求に係る監査結果（以下「市監査結果」という。）によると、市が本件ビルの転貸借を認めていることについて、違法又は不当な財産の管理に当たらないとされており、県が観光連盟と広島商工会議所との賃貸借契約の合意解除等の指導をしていないことに違法性・不当性はない。

請求人は、観光連盟が指導に従わなかった場合の負担金支出の差し止めを求めているが、その根拠となる法令や理由はない。

(2) 観光連盟と観光コンベンションビューローとの取り扱いの違いについて

市からの聴き取りによると、観光コンベンションビューローと市との契約における

賃料は、観光コンベンションビューローが市の出資法人で、市の事務事業を補完代行していることから全額免除とされているのであり、市の出資法人ではない観光連盟が仮に市と直接契約を結んだ場合であっても、賃料は市の判断により決定されることから、当然に全額免除されるものではないと考えられる。

(3) 負担金の支出の差し止めについて

観光連盟はひろしま観光立県推進基本計画に基づく事業を行うこととなっており、県はその活動上必要な経費を負担している。観光連盟による賃貸借契約が違法・不当でない以上、負担金の支出を止める理由はない。

(4) 財産上の損害について

以上のことから、観光連盟が広島商工会議所に支払っている賃料に係る負担金に関して、県に財産上の損害が発生しているとは言えない。

第3 監査の結果

1 事実関係等の確認

請求人から提出された証拠資料及び監査対象機関から提出された監査資料等により確認した事実関係等は、次のとおりである。

(1) 観光連盟について

観光連盟は、昭和25年に県商政課に事務局を置く任意団体として設立、平成4年に法人化、平成25年に一般社団法人に移行した団体であり、広島県及びその周辺地域において、観光産業が発展すること等を目的とし、ひろしま観光立県推進基本計画に基づく事業を中心に実施することとしている。

広島商工会議所との賃貸借契約により、後述する市と広島商工会議所による本件ビルに係る財産交換以前から、本件ビルに事務所を置いている。

(2) 観光課の移転について

県は、効果的・効率的な推進体制により県全体の観光振興を図るため、観光課の観光振興業務を令和2年4月1日から観光連盟に移管し、県域の観光施策を観光連盟において一元的に実施することとした。これに伴い、観光課の一部が本件ビルの観光連盟内に移転した。

(3) 観光連盟への負担金の支出について

県は、上記のとおり県の観光施策を観光連盟において一元的に実施することとしており、観光連盟の事務所に係る賃料を含めた事業の実施に必要な経費について、観光振興共同事業負担金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づいて負担金を支出している。

(4) 財産交換について

市と広島商工会議所は、令和3年6月25日付けで市営基町駐車場と本件ビルの財産交換契約を締結し、市は本件ビルを取得した。財産交換契約においては、財産交換後の

本件ビルの利用等について、別途覚書（以下「令和3年6月覚書」という。）を締結する旨を取り交わした。

令和3年6月覚書においては、令和3年8月1日から令和9年3月31日までを賃貸借期間とし、本件ビルの一部（広島商工会議所が自己利用する部分及び転貸を予定する部分）を対象として、市と広島商工会議所が定期借家契約を締結する旨について合意すると同時に、広島商工会議所による第三者（以下「テナント」という。）への転貸についても合意した。

また、広島商工会議所は、転貸を予定している部分に従前からのテナントがいる場合は、令和3年8月1日以降の賃貸借継続の意思を確認し、原則として当該テナントと改めて定期借家契約を締結するとともに、令和9年3月31日までにテナントを退去させ、自己利用部分を含めた賃貸借部分を市に返還することとされている。

令和3年6月覚書の規定に基づき、市と広島商工会議所は、令和3年8月1日付けで定期建物賃貸借契約（以下「令和3年8月賃貸借契約」という。）を締結した。令和3年8月賃貸借契約においては、令和3年6月25日の財産交換契約成立時において広島商工会議所がテナントとの間で締結している賃貸借契約により貸し付けている部分の賃貸人たる地位を広島商工会議所に留保することに合意するとともに、市は当該貸付部分を当該テナント以外を含むテナントに転貸することを承諾した。

また、貸付期間の満了時には、広島商工会議所の責任において直ちにテナントを退去させるとともに残置物も撤去させた上で賃貸借部分を明け渡すこととするほか、明渡しに際し、広島商工会議所は移転料、立退料、営業廃止の補填その他名目を問わず、市に対し一切請求できない旨が定められている。

このことについて、市は、本件ビルの所有者として市が賃貸人の地位を承継した場合、各テナントから賃料を得ることにはなる一方、令和8年度末までに予定される立ち退きについて、各テナントと個別に交渉し期限までの立ち退きを担保することが困難であるとして上記のような契約形態としたものであり、市条例等で禁止されているものではない旨を主張している。

(5) 観光コンベンションビューローについて

観光コンベンションビューローは、平成3年に任意団体として設立、平成7年に法人化、平成14年に広島市観光協会と統合し、平成23年に公益認定を受けた市の出資法人である。会議などのコンベンションを誘致・開催支援するとともに、広島市及びその周辺地域における観光の振興を図ること等を目的とするほか、収支予算書によると、事業活動収入の大半を市からの補助金及び受託事業収入が占めている。

また、以前は広島国際会議場に事務所を置いていたが、本件ビルの所有権が市に移転した令和3年8月1日に本件ビルの市専有部分に移転した。この事務所については、財産条例第5条の公共団体において公用若しくは公共用又は公益事業の用に供するときはこれを無償又は時価よりも低い価額で貸し付けることができるとの規定に基づき、

観光コンベンションビューローが市出資法人であって市の事務事業を補完代行していること等の理由から、市から無償で貸付けを受けている。

2 判 断

以上のような事実関係等の確認などに基づき、本件住民監査請求について次のように判断する。

(1) 観光連盟の事務所の賃料に係る県からの負担金の支出は違法又は不当なものであったか

ア 観光連盟に対する賃料の免除について

請求人は、観光連盟と観光コンベンションビューローは公益性に変わりはないから、市と直接契約すれば、賃料は当然全額免除されると主張する。

しかし、賃料の免除については、市が財産条例の基準に基づき個別に判断し、決定されるものである。

両者はいずれも観光振興に関係する事業を行っているが、市との関係は大きく異なっている。観光コンベンションビューローは市の出資法人であるとともに、広島市及び周辺地域の観光振興を目的とし、事業活動収入の大半を市からの補助金や受託事業収入が占めるなど市との密接した関係があり、市の観光振興に係る事務事業を補完代行している。一方、観光連盟は市の出資法人ではなく、観光コンベンションビューローと市の間のような関係性は認められない。また、観光コンベンションビューローは、本件ビルが市所有になった後に本件ビルの市専有部分に移転したのに対し、観光連盟は、財産交換以前の広島商工会議所が本件ビルの所有者であった当時から、広島商工会議所と契約して本件ビルに入居しているなど、入居の事情が異なっている。そのため、観光連盟と観光コンベンションビューローの事業の類似性をもって当然に同列に取り扱われるものとの請求人の主張は、個人的見解に過ぎない。

イ 市と観光連盟が直接契約することについて

請求人は、県が観光連盟に対して、広島商工会議所との賃貸借契約を解除し、観光コンベンションビューローと同様、市と直接賃貸借契約を締結するよう、指導すべきと主張する。

市と広島商工会議所の間で交わされた令和3年6月覚書及び令和3年8月賃貸借契約において、本件ビルの所有権移転前からのテナントについては、従前どおり広島商工会議所に賃貸人たる地位を留保することとされている。同契約第3条第2項では、市は、広島商工会議所が「本契約に基づき別表の転貸借部分を当該第三者以外を含む第三者に転貸借することを承諾する。」とあり、観光連盟と広島商工会議所との賃貸借契約を解除した場合、広島商工会議所はこの区画について新たなテナントを探し、転貸することができるかと解される。

そのため、観光連盟が市と直接契約を交わすには、観光連盟と広島商工会議所との

契約を解除するだけでなく、広島商工会議所に賃貸人の地位を留保するとした市と広島商工会議所の令和3年6月覚書及び令和3年8月賃貸借契約を変更し、該当区画の賃貸人の地位を市に移す必要がある。

請求人の主張は、市と広島商工会議所の契約について、契約外の第三者である観光連盟が自身の都合のために変更を求めるものであり、そのような義務が観光連盟にあるとは解されない。

また、市監査結果における市の主張では、市が賃貸人となった場合に必要となる事務の困難さを考慮し、賃貸人の地位を広島商工会議所に留保しているものであり、観光連盟に無償で貸し付けるために該当区画の賃貸人の地位を市に移した上で観光連盟と直接契約を締結することは、市の負担の増加につながると考えられ、現実的ではないと解する。

よって、県が、観光連盟に対し市と直接交渉するよう指導していないことが違法又は不当とは言えない。

ウ 県が観光連盟と広島商工会議所の賃貸借契約書を保有していないことについて

請求人は、県が観光連盟と広島商工会議所の賃貸借契約書を保有していないことを理由に負担金の支出が違法・不当であると主張するが、負担金は県の観光振興に係る業務を実施するために、要綱に基づいて提出された観光連盟からの実績報告等に基づき支出されており、賃貸借契約書を保有していないことを理由に負担金の支出が違法又は不当であるとまでは言えない。

エ まとめ

以上のとおり、観光連盟の事務所の賃料に係る県からの負担金の支出は違法又は不当なものであったとは言えない。

(2) 県に財産上の損害が発生しているか

請求人は、観光連盟が市と直接賃貸借契約を締結すれば、当然賃料が全額免除されるため、観光連盟が広島商工会議所に支出している賃料に係る県の負担金について、財産上の損害であると主張する。

しかし、上記で述べたとおり、県の観光連盟に対する負担金の支出は違法又は不当なものとは言えないことから、県に財産上の損害が発生しているとは言えない。

よって、本件請求には理由がないと認め、法第242条の規定により棄却する。

付 記

本件住民監査請求に対する判断は上記のとおりであるが、県は今後、県民に対して説明責任が果たせるよう、負担金に係る審査や証拠書類の確認等について、より適切な対応を検討していただきたい。